

陳情の取り扱いと審査結果

今回取り扱った陳情は、令和7年第3回定例会の招集告示日から令和7年第4回定例会の招集告示日の前日までに提出され、受理した陳情が対象です。

取り扱いについては、各派交渉会で決定され、下記のとおりとなりました。

陳情番号	受付年月日	陳情名	審査方法	審査結果
9	R7.10.21	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	総務委員会へ送付	不採択
10	R7.10.21	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	福祉委員会へ送付	不採択
11	R7.10.21	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	市民文教委員会へ送付	不採択
12	R7.10.21	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	――
13	R7.10.21	医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	――
14	R7.10.21	介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	――
15	R7.10.21	保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	――

※ 審査方法の欄の「聞きおく」について

豊川市議会では議会運営委員会の申し合わせにより、「国・県等に意見書の提出を求める陳情」は、各派交渉会等で「聞きおく」として、定例会中の常任委員会等での審査は行わず、全議員にその写しを配付します。各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合は、定例会の中日の前日までに案を添えて、議長に申し出ことになっています。

今期定例会において、申し出はありませんでした。